

事業承継促進事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 事業承継促進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、福井市補助金等交付規則（昭和48年福井市規則第11号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、事業承継計画の策定から事業承継までの各種手続に要する費用の一部を補助することにより、本市における事業承継の拡大を図り、地域経済の活力維持と更なる新陳代謝の促進に寄与することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 会社 会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項に規定する会社。
- (2) 事業承継 会社においては先代経営者が代表を退任し、後継者が代表に就任すること、又は会社が営む事業について、その商号（屋号）若しくは経営資源を後継者に譲り渡すことを、個人においては商号（屋号）、又は経営資源を後継者に譲り渡す（現代表は廃業届を、後継者は開業届を提出する等）ことをいう。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる全ての要件に該当する者とする。

- (1) 経営資源を他者に譲り渡す予定の中小企業者（個人事業主を含む

。以下「被承継者」という。)又は経営資源を他者から譲り受ける者(以下「承継者」という。)であること。

- (2) 福井県事業承継・引継ぎ支援センターの支援を受けながら事業承継計画を作成し、事業承継に取り組む被承継者又は承継者であり、かつ、同センターからの推薦を受けたものであること。
- (3) 被承継者について、県内嶺北地域(福井市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市、永平寺町、池田町、南越前町、越前町)に主たる事業所を有する法人又は個人であること。
- (4) 承継者について、法人にあっては市内に主たる事業所を、個人にあっては市内に住民票を有している者であること。
- (5) 承継者が、事業承継後も引き続き市内で事業を継続すること。
- (6) 市税を滞納していないこと。
- (7) これまでにこの要綱に基づく交付決定を受けたことがないこと。
- (8) 福井市暴力団排除条例(平成23年福井市条例第22号)第2条第1号から第3号までに規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員等でないこと。

(補助対象事業)

第5条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、次の全ての要件に該当する事業とする。

- (1) 第2条の目的に資する事業承継であること。
- (2) 承継する事業が、福井県信用保証協会の定める保証対象業種であること。
- (3) 同一の経費について、国、県、市その他公的機関が実施する同種の補助金を受けている事業でないこと。
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年

法律第122号)第3条第1項に基づき許可を受けなければならない事業所でないこと。

(5) 支店、支社、フランチャイズチェーン店、のれん分け等としての事業でないこと。

(補助金の交付)

第6条 市長は、補助対象事業を実施するために必要な経費であって、別表第1に定める経費のうち、補助金交付の対象として市長が認める経費(当該経費に係る消費税及び地方消費税を除く。以下「補助対象経費」という。)について、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

2 補助の限度額、補助率及び補助期間は、別表第2に定めるとおりとする。

(交付の申請等)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、市長が別に定める日までに、事業承継促進事業補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業承継計画書(様式第1号の2)

(2) 住民票の写し(個人の場合)

(3) 登記事項証明書(法人の場合)

(4) 市税の全税目に係る納税証明書

(5) 福井県事業承継・引継ぎ支援センターの推薦を受けたことを証する書類

(6) 事業承継促進事業対象要件確認書(様式第1号の3)

(7) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項に規定する申請書が提出された場合は、その申請内容

が適正かつ妥当であるかどうかを審査し、適当と認めるときは、当該補助金の交付を決定するものとする。この場合において、市長は、必要に応じ条件を付し、又は当該条件を変更することができる。

3 市長は、前項の規定による決定（以下「交付決定」という。）をしたときは、事業承継促進事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

（計画変更の承認等）

第8条 前条第3項の規定による通知を受けた者（以下「交付決定事業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業承継促進事業補助金計画変更承認申請書（様式第3号）に当該変更を証する書類を添えて、事前に市長の承認を受けなければならない。

(1) 交付決定に係る事業（以下「交付決定事業」という。）の計画を変更するとき。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

(2) 交付決定事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 前項の場合において、市長は内容を審査し、適当と認めるときは、事業承継促進事業補助金計画変更承認通知書（様式第4号）により、交付決定事業者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要に応じ条件を付し、又は当該条件を変更することができる。

（実績報告）

第9条 交付決定事業者は、交付決定事業が完了したときは、事業承継促進事業実績報告書（様式第5号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象経費に係る見積書、納品書、請求書及び領収書又はこれらに代わるものの写し

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 2 前項に規定する報告書の提出期限は、事業完了の日から起算して60日を経過した日又は交付決定を受けた日の属する年度の末日（当該末日が休日に当たる場合は、その直前の休日でない日）までのいずれか早い日とする。

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条の規定による実績報告書が提出された場合は、その内容が適正かつ妥当であるかどうかを審査し、必要に応じて現地調査を行い、適当と認めるときは補助金の額を確定するものとする。

- 2 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じた額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）又は補助の限度額のいずれか低い額とするものとする。

- 3 市長は、補助金の額の確定をしたときは、事業承継促進事業補助金額確定通知書（様式第6号）により交付決定事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条 前条第3項の規定による通知を受けた交付決定事業者が、補助金の交付を受けようとするときは、市長に対し事業承継促進事業補助金交付請求書（様式第7号）により請求しなければならない。

- 2 市長は、前項による請求に基づき、補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第12条 市長は、交付決定の後、交付決定事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 第8条第1項第2号の申請があったとき。

- (2) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 補助事業の目的又はこの要綱の規定に反したとき。
- (5) 同一の経費について、国、県、市その他公的機関が実施する同種の補助を受けるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特にその必要があると認めたとき。

(補助金の返還)

第13条 交付決定事業者は、前条の規定により交付決定の全部又は一部の取消しを受けた場合において、既に補助金の交付を受けているときは、当該取消しに係る金額を市長が別に定める日までに返還しなければならない。

2 交付決定事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期限後に納付したときは、福井市市税賦課徴収条例（昭和25年福井市条例第39号）の例により延滞金を納付しなければならない。

(報告の徴収)

第14条 市長は補助事業に関し、必要に応じて、交付決定事業者から報告を求め、又は職員に調査若しくは検査をさせることができる。

(補助対象事業の経理等)

第15条 交付決定事業者は、補助対象事業に係る収支の状況を明らかにした帳簿又は証拠書類を整備し、当該補助金が交付された日を含む年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和10年3月31日限りその効力を失う。ただし、同日までに交付の決定がなされた補助金については、同日後もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、同年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の事業承継促進事業補助金交付要綱（以下この項において「旧要綱」という。）の規定により令和7年3月31日までに交付の決定を受けた補助対象事業については、旧要綱の規定は、同日後もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第6条関係）

経費	補助対象経費
事業の承継 ・会社の設 立に係る経 費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 動産・不動産の登記に係る書類作成費用（税金、収入印紙代、各種証明書交付手数料等を除く。） ・ 事業承継に係る専門家への謝金・委託料（課題分析の委託料、事業用資産や企業価値の算出・分析費用（デュエリジェンス）等） ・ 許認可の申請に係る費用（税金、収入印紙代、各種証明書交付手数料等を除く。）

注1 専門家への顧問料は対象外とする。

2 個別具体的な案件に関する訴訟やトラブル対応に係る経費は対象外とする。

3 M & A等の成功時に支払う成功報酬に係る費用は対象外とする。

4 消費税及び消費税相当額は対象外とする。

5 同一事業承継計画での交付申請は3回を上限とする。また、同一の経費についての交付申請は承継者、被承継者いずれか1回に限る。

別表第2（第6条関係）

補助の限度額	15万円
補助率	2分の1以内
補助期間	交付決定の日から同日が属する年度の末日（当該末日が休日に当たる場合は、その直前の休日でない日）まで

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

福井市長 あて

住 所
氏 名
連絡先

事業承継促進事業補助金交付申請書

令和 年度事業承継促進事業補助金について、事業承継促進事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 会社名 _____

2 交付申請額 金 _____ 円

3 添付書類

- (1) 事業承継計画書（様式第1号の2）
- (2) 住民票の写し、法人の場合は法人登記簿の写し
- (3) 市税の全税目に係る納税証明書
- (4) 福井県事業承継・引継ぎ支援センターの推薦を受けたことを証する書類
- (5) 対象要件確認書（様式第1号の3）
- (6) その他市長が必要と認める書類

事業承継計画書

1 会社概要

会社名	〇〇株式会社
住所	〇〇県〇〇市〇〇1-1-1
資本金	〇〇百万円
従業員	〇〇名
業種	〇〇加工、販売 等
事業内容	〇〇製造販売 等
承継区分	親族内承継・従業員承継・第三者承継（該当区分を選択）

2 沿革

19〇〇年	〇〇市にて先代創業
19〇〇年	〇〇氏（現経営者）が承継
19〇〇年	〇〇市に移転

3 主要株主

株主名	保有株式数（株）	割合（％）	備考
A氏	5,000	50.0	
B氏	3,000	30.0	
C氏	1,000	10.0	
その他2名	1,000	10.0	
発行済株式数	10,000	100.0	

4 親族関係者

氏名	年齢（歳）	続柄	備考
A氏	65	本人	
B氏	62	妻	
D氏	40	長男	
E氏	35	次男	
F氏	32	長女	

5 会社財務状況

・別紙 決算書のとおり

6 本事業承継に要する全体経費

経費	金額	資金調達方法	金額
事業所改修	〇〇千円	自己資金	〇〇千円
設備購入	〇〇千円	〇〇金融機関借入	〇〇千円
		当該補助金申請額	〇〇千円
合計	〇〇千円	合計	〇〇千円

※経費の合計額と資金調達方法の合計額は一致すること。

7 当該補助金対象経費明細表

経費区分	補助対象経費 (消費税抜金額)	補助対象経費の内訳 (積算明細)
〇〇作成費委託料	円	
〇〇〇謝礼	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
合計	円	
補助金交付申請額 (上限20万円 補助率1/2 千円未満切捨て)	円	

8 今後のスケジュール

- ・本事業承継に係るスケジュール 等

福井市長

あて

事業承継促進事業 対象要件確認書

はい	いいえ	<確認事項>※
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	補助金の交付決定後に事業承継する。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	【被承継者について】 県内嶺北地域（福井市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市、永平寺町、池田町、南越前町、越前町）に主たる事業所を有する法人又は個人である。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	【承継者について】 法人にあっては市内に主たる事業所を、個人にあっては市内に住民票を有している者である。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	【承継者について】 事業承継後も引き続き市内で事業を継続する。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	交付申請年度の前々年度の4月1日から交付申請日の前日までの間に、福井県事業承継・引継ぎ支援センターの支援を受け、同センターからの推薦を受けた者である。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	市町村税を滞納していない。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	過去に市の事業承継促進事業補助金の交付決定を受けていない。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	福井市暴力団排除条例（平成23年9月27日条例第22号）第2条第1号から第3号に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等でない。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	福井県信用保証協会の定める保証対象業種である。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	承継する事業について、国、県、市及びその他の公的機関が実施する補助を受けていない。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第3条第1項に基づき許可を受けなければならない事業所ではない。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	支店・支社・フランチャイズチェーン店・のれん分け等としての事業ではない。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	虚偽申請等不正事由が発覚した場合は、何時であっても事業承継促進事業補助金を辞退し、また、既に補助金が支払われている場合には、同額を返還する。

※全て「はい」と回答された方のみ、事業承継促進事業を申請いただけます。

上記記載の内容に間違いありません。

住 所

氏 名

様式第2号（第7条関係）

福井市指令商第 号

住 所

事業所名

氏 名

事業承継促進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった令和 年度事業承継促進事業補助金について、事業承継促進事業補助金交付要綱第7条2項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、同条第3項の規定により通知する。

年 月 日

福 井 市 長

記

1 この補助金の交付の対象となる事業（以下「交付決定事業」という。）は、年 月 日付けで申請のあった事業とし、その内容は、申請書に記載のとおりとする。

2 交付決定事業に対する補助金の額は、次のとおりとする。ただし、交付決定事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによるものとする。

交付決定額 円

3 交付決定事業に要する経費の配分は、前記申請書記載のとおりとする。

4 交付決定事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、市長の承認を受けなければならない。

(1) 交付決定事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更は除く。）をするとき。

(2) 交付決定事業の内容の変更（軽微な変更は除く。）をするとき。

(3) 交付決定事業を中止し、又は廃止するとき。

5 交付決定事業者は、交付決定事業が予定の期間内に完了しないとき、又は交付決定事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告して、その指示を受けなければならない。

6 交付決定事業者は、この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の完了の年度の翌年度から起算して5年間整備保存しなければならない。

7 この補助金の用途及び経理状況については、福井市監査委員の監査を受けることがある。

また、この補助金の交付に関し、虚偽その他不正の事実があると認めた場合は、交付の決定を取り消し、又は既に交付されている補助金の返還を命じることがある。

福井市長 あて

住 所
氏 名

事業承継促進事業補助金計画変更承認申請書

年 月 日付け福井市指令商第 号で交付決定を受けた令和 年度事業承継促進事業補助金に係る補助対象事業について、事業計画の変更(中止・廃止)をしたいので、事業承継促進事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により承認を申請します。

記

1 変更(中止・廃止)の理由

2 変更の内容(新旧対照)

- (備考)
- 1 交付申請に準じて、変更(中止・廃止)の理由を証する書類を添付すること。
 - 2 変更(中止・廃止)の理由及び変更の内容は、詳細に記入すること。
 - 3 変更の内容については変更後の事業計画書を添付すること。

様式第4号(第8条関係)

住 所
交付決定事業者名

事業承継促進事業補助金計画変更承認通知書

年 月 日付けで提出された事業承継促進事業補助金計画変更承認申請書について、事業承継促進事業補助金交付要綱第8条第2項の規定により承認します。

年 月 日

福井市長

記

1 承認内容

2 変更後の対象経費及び事業補助金の額

補助対象経費 _____

事業補助金の額 _____

3 備考等

年 月 日

福井市長 あて

住 所
交付決定事業者名
役職・代表者名



事業承継促進事業補助金実績報告書

年 月 日付け福井市指令商第 号で交付の決定を受けた令和 年度事業承継促進事業が完了したので、事業承継促進事業補助金交付要綱第9条第1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 事業承継の日 年 月 日

2 交付決定事業の交付決定額 金 _____ 円
精算額 金 _____ 円

3 添付書類

- (1) 補助対象経費に係る見積書、納品書、請求書及び領収書又はそれらに代わるものの写し
- (2) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

様式第6号（第10条関係）

福井市指令商第 号

住 所
交付決定事業者名
役職・代表者名

事業承継促進事業補助金額確定通知書

年 月 日付けで報告のあった令和 年度事業承継促進事業補助金について、事業承継促進事業補助金交付要綱第10条第1項の規定に基づき、下記のとおりその額を確定したので、同条第3項の規定により通知する。

年 月 日

福井市長

記

補助金の交付確定額 _____ 円

- 1 交付決定事業者は、この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了年度の翌年度から起算して5年間整備保存しなければならない。
- 2 この補助金の使途及び経理状況については、市監査委員の監査を受けることがある。
- 3 この補助金の交付に関し、虚偽その他不正の事実があると認めた場合は、交付の決定を取り消し、又は既に交付されている補助金の返還を命じることがある。

様式第7号（第11条関係）

年 月 日

福井市長 あて

住 所

交付決定事業者名

役職・代表者名

㊟

事業承継促進事業補助金交付請求書

年 月 日付け福井市指令商第 号で額の確定を受けた令和 年度事業承継促進事業補助金について、事業承継促進事業補助金交付要綱第11条第1項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

1 交付請求額 _____ 円

2 振込先 金融機関名 _____

支店名 _____

預金種類 (普通 ・ 当座)

口座番号 _____

(フリガナ)

口座名義 _____